

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

21 環境衛生

[環境衛生監視指導]

理容業,美容業,クリーニング業,旅館業,飲食店営業等の環境衛生営業施設については,各個別法令においてそれぞれ公衆衛生上遵守すべき一定の基準が定められており,営業の許可,立ち入り検査等を行うために,保健所等に環境衛生監視員,食品衛生監視員が配置されている。

環境衛生関係営業施設数の年次推移

環境衛生関係営業施設数の年次推移

(各年末現在)

	平成元年	2	3
総 数	627,092	625,520	623,805
興 行 場	4,506	4,478	4,452
映 画 館	2,220	2,128	2,057
ス ポ ー ツ 施 設	324	327	331
そ の 他 の 興 行 場	1,962	2,023	2,064
旅 館 業	112,071	110,710	109,580
ホ テ ル 営 業	4,970	5,374	5,837
客 室 数	369,011	397,346	422,211
旅 館 営 業	77,269	75,952	74,889
客 室 数	1,024,287	1,014,765	1,015,959
簡 易 宿 所 営 業	27,104	26,818	26,455
下 宿 営 業	2,728	2,566	2,399
公 衆 浴 場	24,755	24,750	24,952
一 般	12,228	11,725	11,234
そ の 他	12,527	13,025	13,718
理 容 所	144,522	144,214	143,524
美 容 所	185,452	186,506	187,277
ク リ ー ニ ン グ 営 業	155,786	154,862	154,020
一 般 ク リ ー ニ ン グ 所	53,980	53,477	52,315
取 次 所	101,806	101,385	101,705

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

21 環境衛生

[理容師,美容師,クリーニング師]

理容師,美容師,クリーニング師については,免許資格制度を設けており,理容師,美容師の養成施設は厚生大臣が指定している。

理容師・美容師・クリーニング師の免許件数及び従業者数の年次推移

理容師・美容師・クリーニング師の免許件数及び従業者数の年次推移
(免許件数：年間，従業者数：各年末現在)

	平成元年	2	3
免許件数			
理容師	5,536	5,103	5,067
美容師	17,077	15,305	14,923
クリーニング師	1,563	1,555	1,683
従業者数			
理容師	251,298	252,241	250,892
美容師	314,175	316,406	314,704
クリーニング師	73,678	73,220	72,241

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

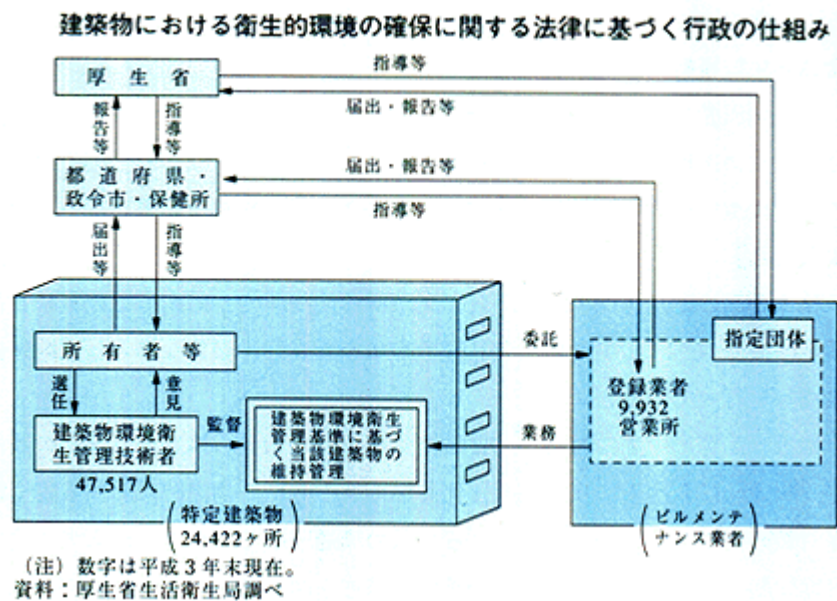
21 環境衛生

[建築物衛生]

経済の発展,建築技術の進歩等により,空調等室内環境の人工的調整を前提とする構造の大規模な高層の建築物が多く出現するようになってきた。また,これに伴い,こうした建築物内で1日の大半を過ごす人々も増加し,国民の生活環境に占める建築物の室内環境の比重も大きなものとなってきた。

このような事情を背景として,「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によって,多数の人が使用,利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項が定められ,こうした建築物における衛生的環境の確保がとられている。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく行政の仕組み



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

22 食品保健行政

[規格基準等の設定]

公衆衛生上の観点から,食品等について,その製造・保存方法,成分等の規格基準及び製造年月日等の表示基準が定められており,これに違反する食品等の販売,輸入等は禁止されている。この規格基準の一環として,食品中に残留する農薬についても,残留農薬基準(平成4年12月現在,55農薬)が定められており,今後とも引き続き基準の整備を進めていくこととしている。

また,化学的合成品たる食品添加物については,厚生大臣が指定したもののみ使用が認められている(平成4年12月現在,350品目)。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

22 食品保健行政

[食品関係営業の規制]

飲食店営業等の公衆衛生に与える影響が著しい営業については許可制とされており、営業の種類に応じた施設基準が設けられているほか、食品関係営業者一般に管理運営基準の遵守が義務づけられている。食中毒事件の発生等衛生上の観点から問題のある営業者に対しては営業停止等の行政処分を行えることとなっている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

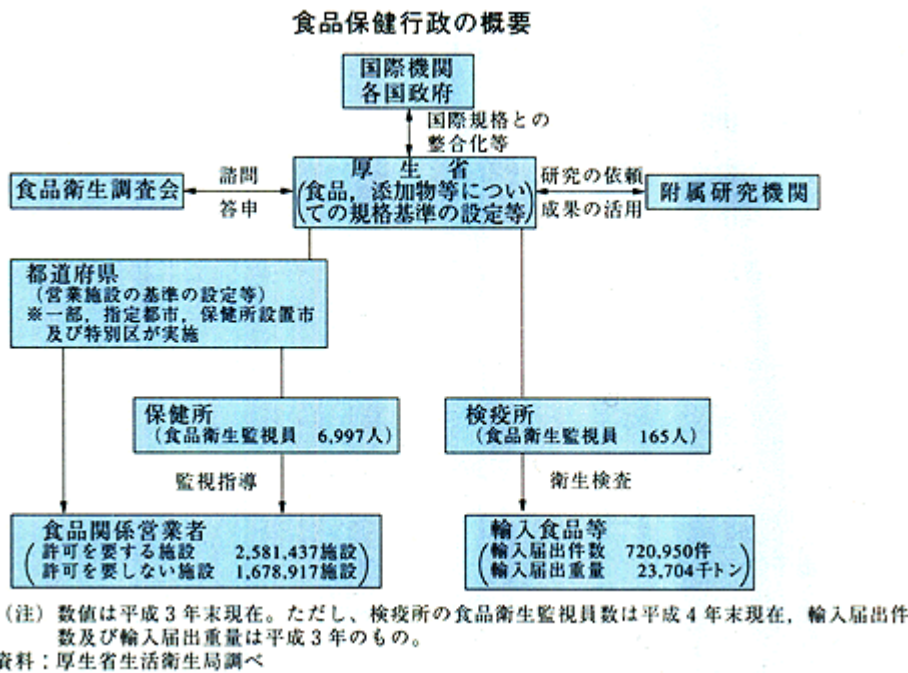
IV 生活環境

22 食品保健行政

[食品衛生監視業務の実施]

食品関係営業施設や集団給食施設等において食中毒事件が発生したり,食品衛生法に違反する食品が流通したりすることのないように,全国の保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設等の立入検査や監視指導を行っている。

食品保健行政の概要



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

22 食品保健行政

[輸入食品]

輸入食品の安全確保のため、全国30か所の検疫所で食品衛生監視員が食品衛生法に基づき、届出された食品等の書類を審査し、必要な場合は試験室内検査等を行っている。

輸入食品等の増加に対応し、食品衛生監視員の増員、検査センターの新設等、輸入時における監視体制の強化を図るとともに、輸出国における安全確保対策の要請、地方公共団体による食品の流通段階での検査、輸入者の自主管理体制の確立等、総合的な安全確保の推進を図っている。

輸入食品届出件数及び検査件数等の年次推移

輸入食品届出件数及び検査件数等の年次推移

年次	届出件数 (件)	対前年比 (%)	輸入重量 (千トン)	検査総数 (件)	違反件数 (件)
昭和58年	334,829	104.8	21,924	38,046	469
59	364,227	108.8	22,465	43,142	444
60	384,728	105.6	22,665	45,862	308
61	477,016	124.0	22,284	68,184	558
62	550,568	115.4	22,055	86,479	572
63	655,806	119.1	21,924	131,173	1,000
平成元	682,182	104.0	21,866	157,948	956
2	678,965	99.5	21,844	157,989	993
3	720,950	106.2	23,704	168,926	968

(注) 輸入重量については、計画輸入分(61年6,473.1千トン、62年8,639.0千トン、63年6,490.1千トン、元年6,370.7千トン)を含む数値。

資料：厚生省生活衛生局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

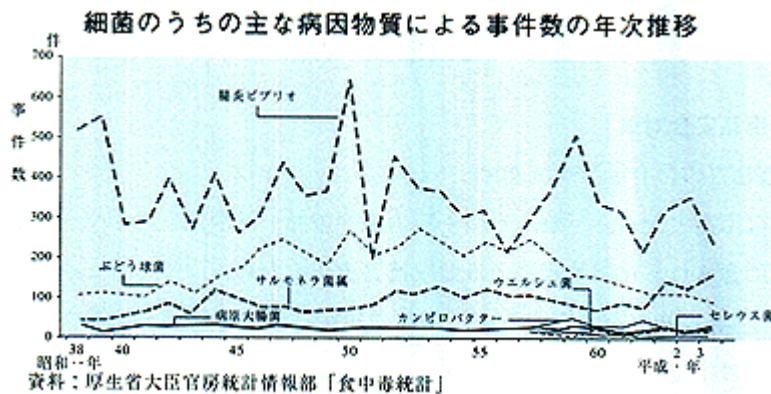
23 食中毒対策

[食中毒発生状況]

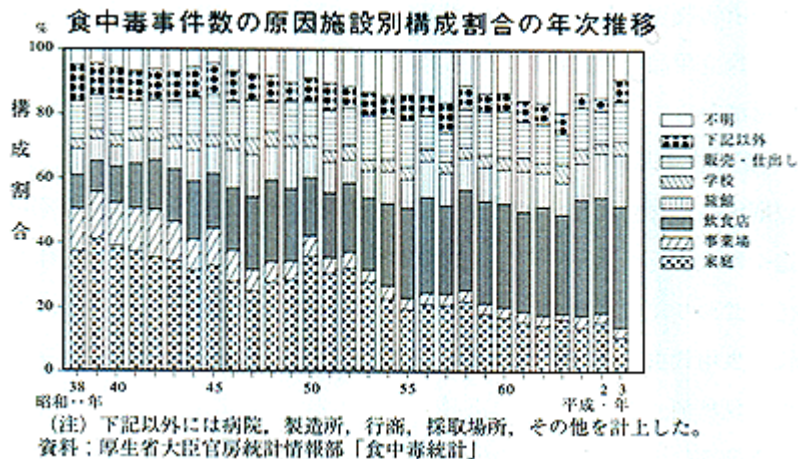
平成3年の食中毒発生状況をみると、事件数782件、患者数39,745人、死者6人であり前年に比べると事件数は減少し、患者数は増加した。1事件当たりの患者数は50.8人であり、これは過去もっとも多かった昭和63年の57.2人に次ぐものである。事件数を病因物質別にみると細菌によるものが7割以上を占め、腸炎ビブリオ、サルモネラ菌属、ぶどう球菌の順となっている。

また、原因施設別では、飲食店298件、旅館129件、家庭88件の順となっており、昨年に引き続き飲食店によるものが多数を占めている。

細菌のうちの主な病因物質による事件数の年次推移



食中毒事件数の原因施設別構成割合の年次推移



食中毒の発生状況の推移

食中毒の発生状況の推移

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの患者数	り患率 (人口10万対)
昭和50年	1,783件	45,277人	52人	25.4人	40.4
55	1,001	32,737	23	32.7	28.0
60	1,177	44,102	12	37.5	36.4
61	899	35,556	7	39.6	29.2
62	840	25,368	5	30.2	20.7
63	724	41,439	8	57.2	33.7
平成元	927	36,479	10	39.4	29.6
2	926	37,561	5	40.6	30.4
3	782	39,745	6	50.8	32.0

資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

23 食中毒対策

[食中毒予防の3原則]

年間発生する食中毒の約8割は細菌性食中毒であり,細菌性食中毒を予防するためには,

- 1)食中毒菌による食品の汚染を防ぐこと
- 2)食中毒菌の食品中での増殖を防ぐこと
- 3)食品中の食中毒菌を死滅させること

以上の3つの原則が基本となる。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

23 食中毒対策

[監視指導・啓発活動]

食中毒の多発する高温多湿の夏期及び正月,クリスマス用食品が短期間に大量かつ広域に流通し食品の取扱いがおろそかになりがちな年末には,食中毒の発生を未然に防止するために,全国の食品衛生監視員を動員し,食品関係営業施設に立ち入りし,食品の衛生的取扱い等について監視指導を行うとともに,必要に応じて食品の収去検査を実施して,不良食品の発見,排除に努めている。また,夏期には食品衛生週間を設け,営業者及び消費者に対し食品衛生に関する知識の普及等の啓発活動を実施し,食品衛生の向上に努めている。

第2編

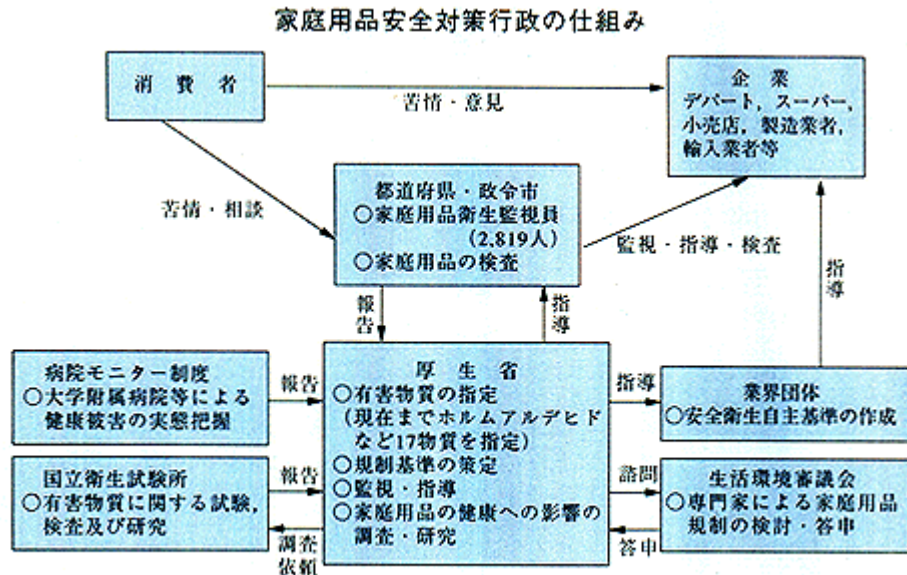
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

24 生活化学安全対策

[家庭用品安全対策]

家庭用品安全対策行政の仕組み



(注) 家庭用品衛生監視員の数、有害物質の指定数は平成3年末現在。

(有害物質の含有量等規制基準)

家庭用品(上着,下着,くつ下等の繊維製品,洗剤,エアゾール製品など)に含まれる化学物質による健康被害を防ぐため,

- 1) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく有害物質の指定
- 2) 有害物質を含有する家庭用品について,含有量等の規制基準の設定
- 3) 家庭用品衛生監視員による家庭用品の検査,監視,指導

を行っている。

(安全衛生自主基準)

家庭用品に含まれる化学物質により健康被害が生じないように,家庭用品の製造や輸入を行う事業者の自主的な安全対策を進めるため,業界団体を指導してきており,これまでにウェットワイパー類,家庭用カビ取り剤,家庭用不快害虫用殺虫剤,家庭用洗剤,家庭用シミ抜き剤,一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤,家庭用カビ防止剤,コンタクトレンズ用洗剤・保存剤・洗剤保存剤等についての安全衛生自主基準が作られている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

24 生活化学安全対策

[化学物質安全対策]

化学物質による環境汚染を防ぐため、新たに製造・輸入される化学物質の事前届出や既に製造・輸入されている化学物質の安全性の点検により、

- 1)環境中で微生物等により分解されやすいかどうか
- 2)魚介類の体内に蓄積されやすいかどうか
- 3)継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれがあるかどうか

を判定し、必要に応じて第1種特定化学物質等に指定し、製造、輸入、使用等の規制を行っている。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による化学物質の区分

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による化学物質の区分

化学物質の区分		第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	指定化学物質
指 定 要 件	自然的作用による分解性	難分解性	難分解性	難分解性
	生物の体内への蓄積性	高蓄積性	低蓄積性	低蓄積性
	継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれ	あり	あり	疑いあり
	相当広範な環境汚染		あり又はその見込み	
規 制 内 容		製造、輸入使用の原則禁止等	製造、輸入予定数量の届出、必要に応じ数量制限等	製造、輸入の実績数量届出、必要に応じ毒性調査の指示等
指 定 の 例		PCB(トランス等に使用された)、TBTO(漁網等に使用された)等9物質	トリクロロエチレン(溶剤等に使用)、トリブチルスズ化合物(船底塗料等に使用)等23物質	クロロホルム(溶剤等に使用)等117物質

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

25 水道行政の概要

[水道の種類]

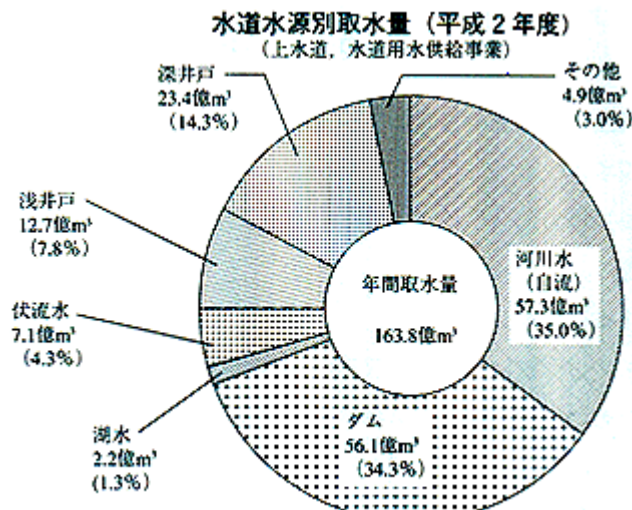
安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

水道事業	上水道事業 (1,964か所)	<ul style="list-style-type: none"> 一般の需要に応じて水を供給する事業 経営は原則として市町村 厚生大臣の認可が必要 	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (10,546か所)		給水人口101人以上 5,000人以下
水道用水供給事業 (105か所)	水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生大臣の認可が必要		
専用水道 (4,277か所)	101人以上の人の居住に必要な水を供給する自家用水道等設置に当たっては知事による設計の確認が必要		
簡易専用水道 (131,372か所)	ビル、マンション等に設置された受水槽(有効容量10m ³ 以上)を有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの		

(注) か所数は平成2年度末現在。

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

水道水源別取水量(平成2年度)



資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

水道普及率の推移

水道普及率の推移

(各年度末)

年次	総人口(A) (千人)	給水人口(B) (千人)	普及率(B)/(A) (%)
昭和35年度	93,419	49,915	53.4
40	98,275	68,242	69.4
45	103,720	83,754	80.8
50	112,279	98,397	87.6
55	116,860	106,914	91.5
60	121,005	112,866	93.3
平成元	123,281	116,379	94.4
2	123,557	116,962	94.7

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

上水道における給水量の推移

上水道における給水量の推移

	昭和45年	50	55	60	平成元	2
総人口(千人)	103,720	112,279	116,860	121,005	123,281	123,557
給水人口(千人)	72,361	88,065	97,620	104,135	108,201	108,885
1日平均給水量(千 m^3)	25,391	32,871	35,623	39,498	42,269	43,348
1人1日平均給水量 (l)	351	372	361	376	387	394
1日最大給水量(千 m^3)	32,644	42,211	45,500	50,193	51,704	54,149
1人1日最大給水量 (l)	451	480	461	477	474	493

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

25 水道行政の概要

[水道の質的向上]

いつでもどこでも安全でおいしい水を供給できるよう,次の3つの側面から施策を具体化し,21世紀に向けた「高水準の水道」をつくっていく。

1) すべての国民が利用可能な水道

全国どこでも水道が利用できるよう,水道普及率の低い農山漁村部や地下水汚染地域を中心に水道を普及促進する。

2) 安定性の高い水道

必要な水道水源の確保により適切な水需給バランスを確保するとともに,渇水や地震等の災害に強い水道施設を整備する。

3) 安全な水道

国民がいつでも不安を抱くことなく,安心して水道を利用できるよう,水道の水質確保のための施策を進める。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

26 廃棄物の分類と再生利用 [資源化・再生利用推進の意義]

- 地球環境の保全
 - 最終処分場の延命化
 - 省資源・省エネルギー
-

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

26 廃棄物の分類と再生利用

[ごみ減量化推進事業]

都道府県や市町村による分別収集体制の整備,普及啓発,研修等の事業を推進するための補助制度(廃棄物再生利用等推進費補助金)を平成4年度に創設し,ごみ減量化・再生利用を地域ぐるみで推進している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

26 廃棄物の分類と再生利用

[廃棄物再生利用施設整備事業]

ごみの資源化・再生利用を一層推進するため、廃棄物再生利用施設の整備のための補助制度により次のような施設の整備を推進している。

- リサイクルプラザ(ごみの資源化,不用品の補修及び再生品の展示を併せて行う施設)
 - リサイクルセンター(缶,びん等を選別して再生するための施設)
-

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

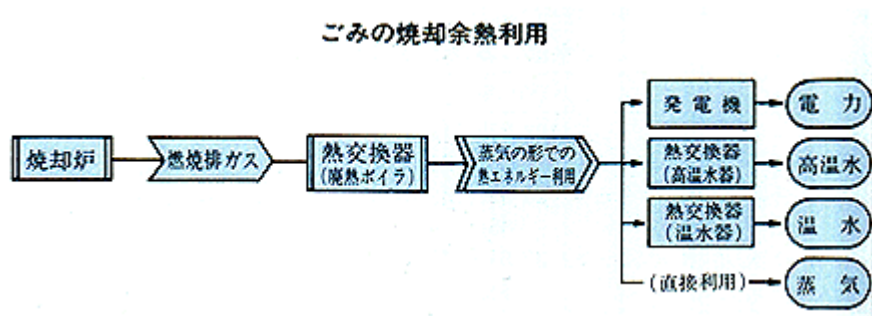
IV 生活環境

26 廃棄物の分類と再生利用

[ごみ焼却余熱利用]

ごみ焼却施設からの余熱を有効に利用する形態としては、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、老人福祉施設等の社会福祉施設への温水・熱供給、地域暖房への供給等がある。

ごみの焼却余熱利用



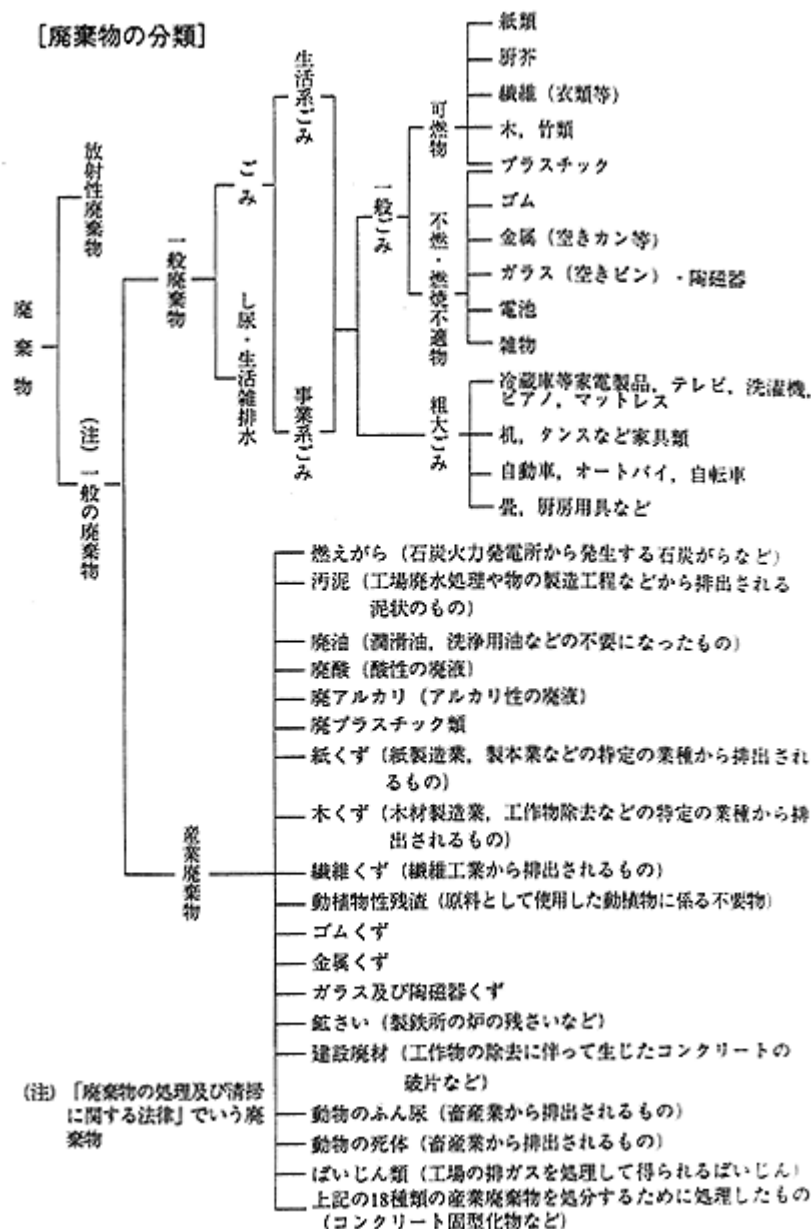
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

26 廃棄物の分類と再生利用

[廃棄物の分類]



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

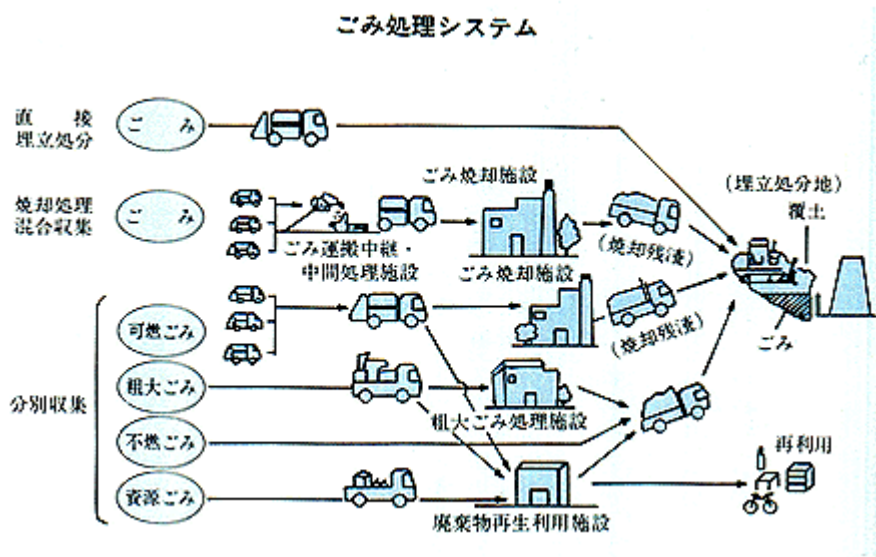
27 一般廃棄物(ごみ)の処理

[ごみの処理方法]

一般廃棄物は、ごみ処理施設や最終処分場に運ばれて処理・処分される。

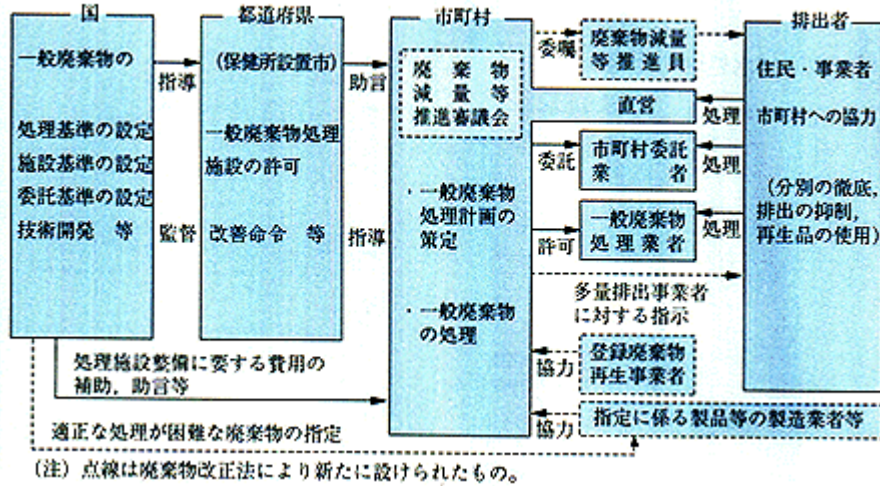
- 可燃ごみ…焼却施設に運ばれ焼却処理された後、焼却残渣を最終処分場において埋立て処分する。
- 不燃ごみ…最終処分場に運ばれ、直接埋立て処分する。
- 粗大ごみ…粗大ごみ処理施設において破碎、選別、資源化等を行った後、可燃物については焼却施設において焼却し、不燃物については最終処分場において埋立て処分する。
- 資源ごみ…廃棄物再生利用施設をはじめとする再生処理施設で再生が行われる。

ごみ処理システム



処理体制

処理体制



ごみ処理の推移(全国)

ごみ処理の推移(全国)

項目	昭和62年度		63		平成元		2		
①総人口(千人)	122,185		122,648		123,137		123,529		
②計画処理区域内人口(千人)	122,025		122,515		122,954		123,432		
③収集量(t/日)	104,273		108,830		113,977		116,424		
④直接搬入量(t/日)	18,489		19,784		19,327		18,563		
⑤自家処理量(t/日)	4,194		3,967		3,608		3,209		
⑥ごみ排出総量(t/日)	126,956		132,582		136,912		138,196		
⑦1人当たりごみ排出総量(g/人・日)	1,040		1,082		1,114		1,120		
中間処理量	焼却(t/日)	89,116	72.6 (%)	93,552	72.8 (%)	98,424	73.9 (%)	100,482	74.4 (%)
	埋立(t/日)	28,773	23.4	29,613	23.0	28,772	21.6	27,519	20.4
	高速堆肥化(t/日)	131	0.1	153	0.1	157	0.1	241	0.2
	堆肥化・飼料(t/日)	13	0.0	12	0.0	12	0.0	10	0.0
	その他(t/日)	4,730	3.9	5,285	4.1	5,780	4.3	6,765	5.0
計(t/日)	122,762	100.0	128,615	100.0	133,145	100.0	135,016	100.0	

(注) 1. ⑥=③+④+⑤, ⑦=⑥÷②
 2. 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。
 3. 総人口は一部市町村の外国人人口が含まれている。
 資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

第2編

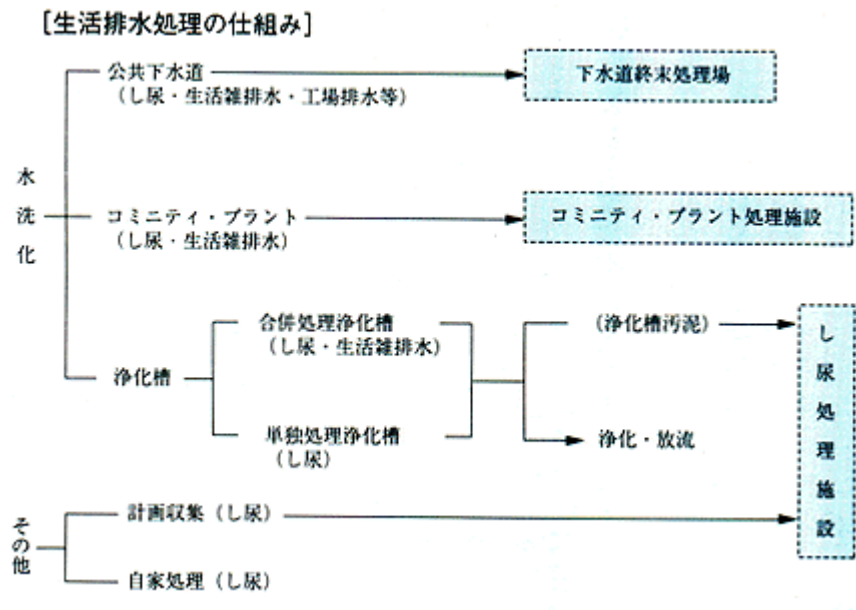
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

28 生活排水対策

[生活排水処理の仕組み]

生活排水処理の仕組み



し尿処理の推移(全国)

し尿処理の推移(全国)

項目		昭和62年度		63		平成元		2	
総人口(千人)		122,185		122,648		123,137		123,529	
計画処理区域内人口(千人)		122,083		122,592		123,066		123,480	
水洗化人口	公共下水道(千人)	39,801		42,508		44,851		47,802	
	浄化槽(千人)	33,536		33,292		33,765		33,594	
	計(千人)	73,337		75,800		78,616		81,396	
非水洗化人口(千人)		48,745		46,792		44,450		42,084	
計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kl/日)		102,831	100.0	102,767	100.0	101,024	100.0	99,201	100.0
くみ取りし尿の内訳(kl/日)	し尿処理施設	80,776	78.6	81,963	79.8	81,917	81.1	81,178	81.8
	下水道マンホール等投入	4,249	4.1	4,260	4.1	3,843	3.8	4,100	4.1
	農村還元等	1,529	1.5	1,442	1.4	1,268	1.3	1,209	1.2
	海洋投入	9,688	9.4	9,240	9.0	8,722	8.6	8,018	8.1
	計	96,242	93.6	96,905	94.3	95,749	94.8	94,504	95.3
自家処理量		6,589	6.4	5,862	5.7	5,276	5.2	4,697	4.7

- (注) 1. くみ取りし尿総量＝くみ取りし尿量＋浄化槽汚泥等
 2. 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。
 3. 総人口は一部市町村の外国人人口が含まれている。
 4. 平成2年度浄化槽人口には、コミュニティ・プラント人口を含む。

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

28 生活排水対策

[合併処理浄化槽設置整備事業]

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価でかつ簡単に設置できる上、放流水の水質もよいことから、生活排水対策を推進する上で有効な手段であるので、昭和62年度から合併処理浄化槽に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)が創設されており、平成4年度の国庫補助は85億円に増強され、より一層の推進が期待される。

合併処理浄化槽設置整備事業実施市町村数の推移

合併処理浄化槽設置整備事業実施市町村数の推移

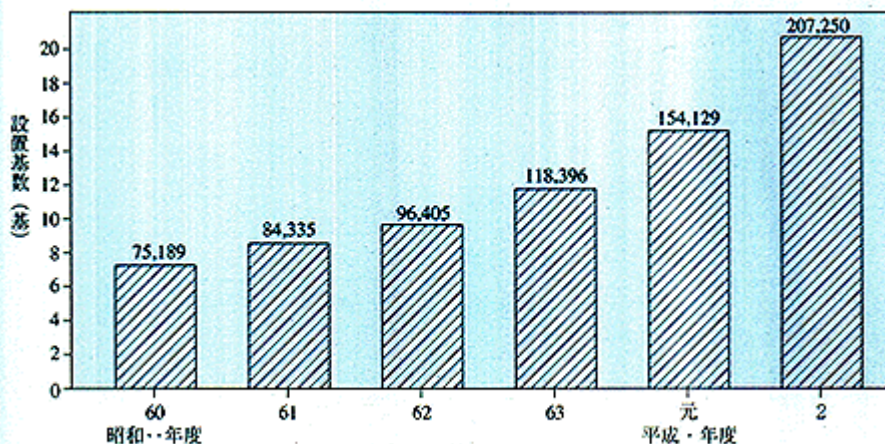
	昭和62年度	平成元	2	3	4
国庫補助金予算額(億円)	1	21	32	50	85
事業実施市町村数	55(57)	480(484)	769(774)	1,119(1,127)	1,402(1,417)

- (注) 1. () は、他省庁計上分を含んだ数。
 2. 平成4年度の国庫補助金予算額は補正後の数字。
 3. 平成4年度の事業実施市町村数は、二次内示によるもの。

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

合併処理浄化槽設置基数の推移

合併処理浄化槽設置基数の推移



- (注) 昭和62年度から、合併処理浄化槽に対する国庫補助を実施している。

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

厚生白書(平成4年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

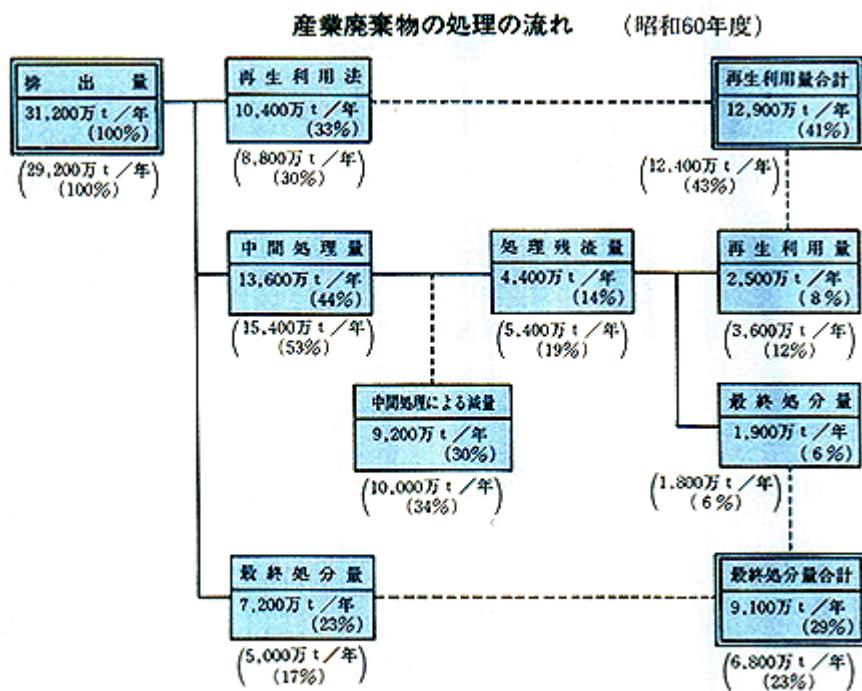
29 産業廃棄物の処理

[産業廃棄物の現状]

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、汚泥・廃油・廃酸等法令で定める19種類の廃棄物をいう。

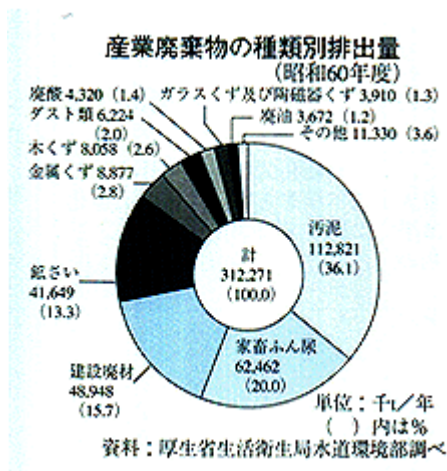
昭和60年度の産業廃棄物の排出量は約3億1千万トンで、汚泥・家畜ふん尿・建設廃材・鋳さいの4種類で全排出量の約85%を占めている。

産業廃棄物の処理の流れ

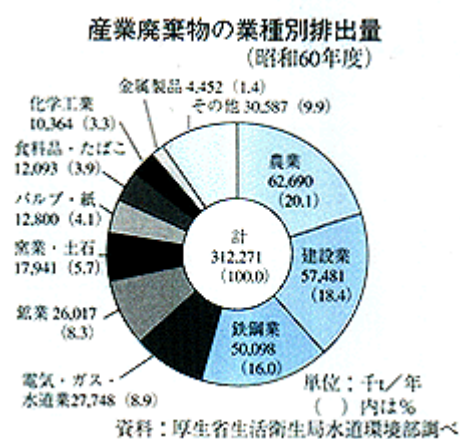


(注) 特外の()内は昭和55年度の数値である。
資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

産業廃棄物の種類別排出量



産業廃棄物の業種別排出量



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

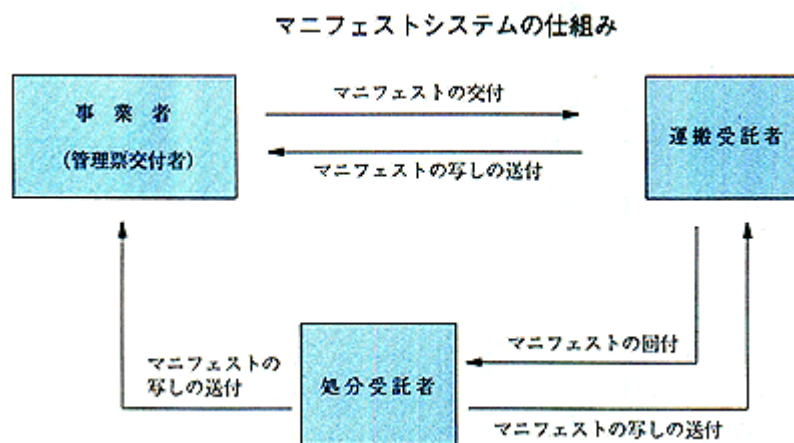
29 産業廃棄物の処理

[マニフェストシステム(積荷目録制)]

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握し,また産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達するための手段として,マニフェストシステムが注目されている。

廃棄物処理法の改正法において,特別管理産業廃棄物について,マニフェスト(特別管理産業廃棄物管理票)システムを義務づけるとともに,その他の産業廃棄物についても行政指導を通じて普及定着を目指している。

マニフェストシステムの仕組み



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

30 廃棄物の広域処理

大都市圏における最終処分場の確保難に対処するため、複数の地方公共団体が共同で最終処分場を海面に整備する計画(フェニックス計画)が進められている。

	近畿圏	首都圏(基本構想)
①事業主体	「大阪湾広域臨海環境整備センター」(昭和57年3月設立)	「東京湾広域臨海環境整備センター」 (仮称) (未設立)
②廃棄物の広域処理の概要		
●海面処分場の規模	泉大津沖203ha, 尼崎沖113ha	全体で500～600ha
●対象区域	149市町村 (次頁図の6府県)	約100市町村 (東京都, 神奈川県, 千葉県及び埼玉県のうち東京都心からおおむね40kmの範囲内の地域)
●埋立廃棄物量	泉大津沖3,000万㎡, 尼崎沖1,500万㎡	約1億1,000万㎡
●廃棄物受入期間	おおむね平成元年度から約6か年	おおむね平成8年度から約10年間
●建設工事費	約1,420億円 (うち最終処分場関係570億円)	約2,800億円 (うち最終処分場関係800億円)
③現 状	尼崎沖処分場においては平成2年1月から, 泉大津沖処分場においては平成4年1月から廃棄物の受入を開始している。	国が昭和62年4月に作成した基本構想をもとにその具体化に向けて検討されている。

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域(2府4県の149市町村)

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域
(2府4県の149市町村)



搬入応設の位置及び規模

搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	規 模	
	取扱可能廃棄量(t/日)	
加古川基地	1,700	①
神戸基地	6,700	②
尼崎基地	12,000	③
大阪基地	12,000	④
堺基地	9,900	⑤
泉大津基地	5,000	⑥
和歌山基地	2,100	⑦
津名基地	110	⑧

(注) 受入対象区域から排出される廃棄物を搬入施設で受け入れ、輸送船等により埋立地まで輸送する。

埋立場所名	図面番号
泉大津沖埋立処分場	④
尼崎沖埋立処分場	③